

京都市情報公開条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和5年 3月31日

京都市長 門川大作

京都市規則第77号

京都市情報公開条例施行規則の一部を改正する規則

京都市情報公開条例施行規則の一部を次のように改正する。

第2条の見出しを「(請求書の記載事項)」に改め、同条中「第6条第1項」を「第6条第1項第3号」に、「請求書は、公文書公開請求書(第1号様式)」を「別に定める事項は、次に掲げるもの」に改め、同条に次の2号を加える。

- (1) 実施機関の名称
- (2) 対象の公文書について求める次のいずれかの公開の方法

ア 閲覧又は視聴

イ 写しの交付(希望する写しの種別及び交付の方法を含む。)

第3条第1項第1号中「第2号様式」を「第1号様式」に改め、同項第2号中「第3号様式」を「第2号様式」に改め、同条第2項第1号中「第4号様式」を「第3号様式」に改め、同項第2号中「第5号様式」を「第4号様式」に改め、同項第3号中「第6号様式」を「第5号様式」に改める。

第4条中「第7号様式」を「第6号様式」に改める。

第5条中「第8号様式」を「第7号様式」に改める。

第6条第1項中「第9号様式」を「第8号様式」に改め、同条第2項を削り、同条第3項中「第11号様式」を「第9号様式」に改め、同項を同条第2項とする。

第8条ただし書を次のように改める。

ただし、実施機関が現に保有する機器で対処することが困難な場合は、別に定める方法とする。

第8条第1号を次のように改める。

- (1) 音声又は映像を記録した電磁的記録 当該電磁的記録を専用機器により再生したものの視聴又は複写したものの交付

第8条第2号を削り、同条第3号中「前2号」を「前号」に、「次に掲げる方法のいずれか」を「当該電磁的記録を用紙若しくはディスプレイに出力したものの閲覧又は写しの交付」に改め、同号ア及びイを削り、同号を同条第2号とする。

第9条中「第12号様式」を「第10号様式」に改める。

第10条中「第13号様式」を「第11号様式」に改める。

第12条を削る。

第13条中「総合企画局政策推進担当局長」を「総合企画局デジタル化戦略担当局長」に改め、同条を第12条とする。

第1号様式を削る。

第2号様式注以外の部分中

「

年 月 日 ( ) 午前 時 分 及び「電話 ー」を削り、同様  
午後

」

式注1を削り、同注2を同注とし、同様式を第1号様式とする。

第3号様式注以外の部分中

「

年 月 日 ( ) 午前 時 分 を削り、  
午後

」

「

京都市情報公開条例第7条第 号に該当  
( ) を

を

」

「

に改め、「電話 ー」

」

を削り、同様式注1を削り、同注2を同注とし、同様式を第2号様式とする。

第4号様式中

「  
京都市情報公開条例第7条第 号に該当  
を  
〔 〕  
」

「  
に改め、「電話 ー」  
」

を削り、同様式を第3号様式とする。

第5号様式中「電話 ー」を削り、同様式を第4号様式とする。

第6号様式中「電話 ー」を削り、同様式を第5号様式とする。

第7号様式中

「  
年 月 日  
を  
年 月 日  
」

「  
に改め、「電話 ー」  
」

を削り、同様式を第6号様式とする。

第8号様式中

年 月 日	を
年 月 日	

	に、

残りの公文書について公開決定等をする期限	年 月 日	を
----------------------	-------	---

残りの公文書について公開決定等をする期限		に
----------------------	--	---

改め、「電話 ー」を削り、同様式を第7号様式とする。

第9号様式中「、別紙「公文書の公開に関する意見書」により」を削り、「回答して」を「意見書を提出して」に改め、「電話 ー」を削り、同様式を第8号様式とする。

第10号様式を削る。

第11号様式中

公文書を公開する日	年 月 日	を
-----------	-------	---

「  

公文書を公開する日	
-----------	--

に  
」

改め、「電話 ー」を削り、同様式を第9号様式とする。

第12号様式1注以外の部分及び同様式2中

「  

諮問をした日	年 月 日
--------	-------

を  
」

「  

諮問をした日	
--------	--

に  
」

改め、「電話 ー」を削り、同様式を第10号様式とする。

第13号様式中

「  

公文書を公開する日	年 月 日
-----------	-------

を  
」

「  

公文書を公開する日	
-----------	--

に  
」

改め、「電話 ー」を削り、同様式を第11号様式とする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の京都市情報公開条例施行規則の規定は、この規則の施行の日

(以下「施行日」という。)以後にされた京都市土地利用の調整に係るまちづくりに関する条例等の一部を改正する条例(令和4年12月23日京都市条例第27号)(以下「一部改正条例」という。)による改正後の京都市情報公開条例の規定による請求に係る手続について適用し、施行日前にされた一部改正条例による改正前の京都市情報公開条例の規定による請求に係る手続については、なお従前の例による。

(総合企画局情報化推進室)